ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

(ｱ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が20m以上の工事。

(ｲ)　橋脚（又は橋台）の基礎型式が深礎杭で、杭径が４m以上、かつ、杭長が15m以上の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁型式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が60m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　上記(ｱ)から(ｳ)までは、同一工事の施工実績であること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」が、国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(i)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(j)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(k)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。

(l)　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(m)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は同一工事の施工経験を有し、(ｳ)及び(ｴ)は同一工事の経験でなくてもよいが、すべての経験を有すること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁型式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋の工事。

(ｳ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

(ｴ)　橋脚（又は橋台）の基礎型式が深礎杭の工事。

また、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす同種工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｳ)及び(ｴ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)(ｳ)及び(ｴ)は同一工事の施工経験でなくてもよいが、両方の経験を有する者であること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記(b)(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（上記(b)(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験であること。）。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。

単体有資格業者及び経常ＪＶの同種工事の経験が、国土交通省、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(c)　異工種ＪＶの配置予定技術者は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「異工種ＪＶの同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

また、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験でなくてもよいが、両方の経験を有する者であること。

(ｱ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

(ｲ)　橋脚（又は橋台）の基礎型式が深礎杭の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者にあっては、下記(ｱ)から(ｳ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁型式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋の工事。

(ｳ)　上記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工経験であること。